

公立大学法人大分県立看護科学大学附属図書館図書除籍細則

平成24年 7月 1日

規程第 102 号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大会計規程（以下「会計規程」という。）第31条の規定に基づく固定資産の処分のうち、公立大学法人大分県立看護科学大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が管理する図書の除籍に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「図書」とは、印刷その他の方法により複製した文書もしくは図面又は電子的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像又は記録した物品として、附属図書館が管理するものをいう。
- (2)「除籍」とは、当該図書の情報を蔵書データベースから削除し、売却あるいは棄却等の処分を行うことをいう。

(除籍の基準)

第3条 図書の除籍の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 破損又は汚損が著しく修復不能なもの
- (2) 内容の改訂等により資料的価値を失い、保存の必要がないと認められたもの
- (3) 重複する資料で保存用以外のもの
- (4) 蔵書点検により紛失が確認された後、翌年の蔵書点検でもなお、その所在が確認できないもの
- (5) 災害又は事故により滅失したもの
- (6) その他前各号に準ずる資料で、図書館長が除籍することが適当と認めたもの

(除籍の決定)

第4条 除籍を行う図書は、公立大学法人大分県立看護科学大学附属図書館規程第3条に規定する図書委員会の議を経て決定するものとする。

(除籍の手続)

第5条 除籍が決定された図書については、蔵書データベースから削除するとともに、会計規程第29条に規定する資産管理責任者に報告するものとする。

(除籍した図書の処分)

第6条 第4条の規定により除籍が決定した図書については、理事長の承認を得て売却、寄贈、棄却のいずれかの方法により処分するものとする。

附則

この細則は、平成24年7月1日から施行する。